

第7節 栄養教諭の普通免許状

1 大学卒業等による取得方法（別表第2の2）

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
栄養教諭	専修免許状	修士の学位 + 管理栄養士の免許	4 6
	1種免許状	学士の学位 + 管理栄養士の免許 又は 管理栄養士養成施設を修了及び栄養士の免許	2 2
	2種免許状	短期大学士の学位 + 栄養士の免許	1 4

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号、施行規則第25条】

2 「学士の学位」には、学士（専門職）の学位を有する場合、大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。

【別表第2の2備考第1号、施行規則第66条の10】

3 「管理栄養士養成施設を修了」していることの確認は、管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に該当する関係科目の単位修得（82単位修得）証明をもって行う。

4 「短期大学士の学位」には、教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号の3、施行規則第66条の5】

5 上記の表で修得する単位は、課程認定を有する大学等で修得すること。

【別表第1備考第5号イ】

6 「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。

【別表第2の2備考第2号】

7 別に、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位の修得が必要なこと。

【別表第1備考第4号、施行規則第66条の6】

8 専修免許状取得に係る単位数のうち、1種免許状に係る単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。

【別表第1備考第7号】

9 2種免許状を有する者又はその所要資格を得ている者が、1種免許状の授与を受けようとする場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数は、既に修得したものとみなす。この場合の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「栄養に係る教育に関する科目」の修得方法は、1種免許状から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いたものとする。

【施行規則第10条の2第1項、第2項】

10 1種免許状の授与を受けようとする場合は、2種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位数に含めることができる。ただし、この場合2種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

【施行規則第10条の2第3項】

(2) 単位の修得方法

【施行規則第10条の表】

欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
			専修	1種	2種
1	栄養に係る教育に関する科目		4	4	2
2	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	8	8	5
3	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	6	6	3
4	教育実践に関する科目	栄養教育実習 教職実践演習	2 2	2 2	2 2
5	大学が独自に設定する科目		24	—	—
計			46	22	14

(注) 1 「栄養に係る教育に関する科目」の単位の修得方法は、以下のとおりとする。

栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数	
	専修・1種	2種
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
食生活に関する歴史的及び文化的事項		
食に関する指導の方法に関する事項		

【施行規則第10条の表備考第1号】

2 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」は1単位以上を修得するものとする。

【施行規則第2条第1項の表備考第3号】

3 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しない。

【施行規則第9条の表備考第2号】

4 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位を下記の科目の単位の充てることができる。

「教育の基礎的理解に関する科目」 6単位まで（2種免許状授与の場合は4単位）

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」 2単位まで

【施行規則第9条の表備考第4号】

- 5 養護教諭の普通免許状を受ける場合の単位を下記の科目の単位に充てることができる。
 「教育の基礎的理解に関する科目」 6単位まで（2種免許状授与の場合は4単位）
 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
 8単位まで（2種免許状授与の場合は4単位）

【施行規則第9条の表備考第5号】

- 6 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は以下のとおりとする。

	1種又は2種免許状	専修免許状
(2)の表の第1から4までの欄に掲げる科目		
大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）	—	1以上の科目から修得

【施行規則第10条の表備考第2号】